

## 交際費運用に関する規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、理事から承認を受けた学術運営担当者が、講習会等の事業を行ううえで、講師との懇談が企画運営に有益であり、以後の事業活動に発展するものと認められる場合に支出する。交際費を適正かつ円滑に執行するために必要な事項を定めるものとする。

### (責務)

第2条 交際費の支出においては、予算の効率的な使用を心がけ、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

### (対象事業)

第3条 事業計画に基づいて実施する講習会等の事業のうち、交際費の支出先となる事業は、事前に理事が必要と認めた事業とする。

### (支出基準)

第4条 前条に定める対象事業に応じた交際費総額は、上限を20,000円(消費税込)とする。但し、講師が複数名であり企画運営に有益と判断され、理事会が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (報告)

第5条 前条に定める支出について、支出発生日から1カ月以内に、担当者は報告書を作成し、領収書を添えて担当理事に提出する。担当理事は直近の理事会に報告及び報告書の提出を行う。

(補則) 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本規程は、令和元年7月17日から施行する。

本規程の変更は、令和5年11月14日から施行する。